

○流山市空き地の雑草等の除去に関する条例施行規則

平成24年6月29日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市空き地の雑草等の除去に関する条例（平成24年流山市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導)

第2条 条例第4条に規定する指導は、雑草等除去指導書（別記第1号様式）により行うものとし、履行期限は、指導を発した日から14日以内とする。

(勧告)

第3条 条例第5条の規定による勧告は、雑草等除去勧告書（別記第2号様式）により行うものとし、履行期限は、勧告を発した日から14日以内とする。

(命令)

第4条 条例第6条の規定による命令は、雑草等除去命令書（別記第3号様式）により行うものとし、履行期限は、命令を発した日から14日以内とする。

(戒告)

第5条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する戒告は、雑草等除去戒告書（別記第4号様式）により行うものとする。

(代執行令書)

第6条 行政代執行法第3条第2項の規定による代執行令書は、別記第5号様式とする。

(証票)

第7条 行政代執行法第4条の規定による証票は、代執行責任者証（別記第6号様式）とする。

(代執行の費用の徴収)

第8条 行政代執行法第5条の規定による費用の徴収は、請求書（別記第7号様式）により行うものとする。

(立入調査証明書)

第9条 条例第8条第3項の規定による証明書は、身分証明書（別記第8号様式）とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

別 記
第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

流山市長



雑 草 等 除 去 指 導 書

あなたの所有 (管理) する下記の空き地には雑草等が繁茂し、その状態が流山市空き地の雑草等の除去に関する条例 (平成 2 4 年流山市条例第 1 8 号) 第 2 条に規定する管理不良状態にあると認められるので、 年 月 日までに雑草等を除去するよう指導します。

記

- 1 空き地の所在 流山市
- 2 空き地の面積 平方メートル
- 3 現地調査日 年 月 日

問い合わせ先

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

流山市長



雑草等除去勧告書

あなたの所有（管理）する下記の空き地は、年 月 日付け第 号雑草等除去指導書により雑草等を除去するよう指導したところですが、いまだその措置が講じられていないので、当該雑草等を 年 月 日までに除去するよう流山市空き地の雑草等の除去に関する条例（平成24年流山市条例第18号）第5条の規定により勧告します。

- 1 空き地の所在 流山市
- 2 空き地の面積 平方メートル
- 3 現地調査日 年 月 日

問い合わせ先

第3号様式（第4条関係）

流山市達第 号
年 月 日

様

流山市長 印

雑草等除去命令書

あなたの所有（管理）する下記の空き地は、 年 月 日付け 第
号雑草等除去勧告書により雑草等を除去するよう勧告したところですが、いまだその
措置が講じられていないので、当該雑草等を 年 月 日までに除去する
よう流山市空き地の雑草等の除去に関する条例（平成24年流山市条例第18号）第
6条の規定により命令します。

記

- 1 空き地の所在 流山市
- 2 空き地の面積 平方メートル
- 3 現地調査日 年 月 日

問い合わせ先

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の文の標準を定める規則
（平成17年流山市規則第14号）別記第1に準じた教示の文を付すこと。

第4号様式（第5条関係）

流山市達第 号
年 月 日

様

流山市長 印

雑草等除去戒告書

あなたが所有（管理）する下記の空き地は、 年 月 日付け流山市達第
号雑草等除去命令書により雑草等を除去するよう命令しましたが、いまだその義務が履行されていません。ついては、 年 月 日までに当該雑草等を除去されない場合は行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づき、代執行を実施し、これに要した費用をあなたから徴収します。

- 1 空き地の所在 流山市
- 2 空き地の面積 平方メートル
- 3 現地調査日 年 月 日

問い合わせ先

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の文の標準を定める規則（平成17年流山市規則第14号）別記第1に準じた教示の文を付すこと。

第5号様式（第6条関係）

流山市達第 号
年 月 日

様

流山市長 印

代 執 行 令 書

あなたが所有（管理）する下記の空き地は、雑草等の除去を行うよう 年 月 日付け流山市達第 号雑草等除去戒告書により戒告しましたが、指定した期日までにその義務が履行されていません。ついては、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、同法第2条の規定により、あなたから徴収します。

- 1 空き地の所在 流山市
- 2 空き地の面積 平方メートル
- 3 現地調査日 年 月 日
- 4 代執行の時期 年 月 日
- 5 代執行責任者
- 6 代執行に要する費用の概算見積額 円

問い合わせ先

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の文の標準を定める規則（平成17年流山市規則第14号）別記第1に準じた教示の文を付すこと。

第6号様式（第7条関係）

代 執 行 執 行 責 任 者 証

所属

職氏名

上記の者は、 年 月 日付け流山市達第 号の代執行令書に定める執行責任者であることを証明します。

年 月 日

流山市長



第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

流山市長



請 求 書

あなたが所有（管理）する下記の空き地は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により行政代執行を行いました。ついては、同法第5条の規定により、当該代執行に要した費用を下記のとおり請求します。

記

- 1 空き地の所在 流山市
- 2 空き地の面積 平方メートル
- 3 代執行の内容 雑草等の除去
- 4 代執行を行った時期 年 月 日
- 5 請求額 円
- 6 納付期限 年 月 日まで
- 7 納付の方法 別添納入通知書によること。

問い合わせ先

第8号様式（第9条関係）

（表）

第 号 年 月 日交付	
身 分 証 明 書	
所属 職名 氏名	
この証明書を携帯する者は、流山市空き地の雑草等の除去に関する条例（平成24年流山市条例第18号）第8条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。	
流山市長	印

（裏）

1 この証は、空き地に立入り、調査を行う場合には、必ず携行しなければならない。
2 この証は、関係人から請求があったときは、いつでも掲示しなければならない。
流山市空き地の雑草等の除去に関する条例 （平成24年流山市条例第18号）（抜粋） （立入調査）
第8条 市長は、指導、勧告、命令又は代執行を行うため必要があると認めるときは、必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入り、調査させることができる。
2 前項の土地の所有者等は、同項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携行し、土地の所有者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 4 号様式 (第 5 条関係)

第 5 号様式 (第 6 条関係)

第 6 号様式 (第 7 条関係)

第 7 号様式 (第 8 条関係)

第 8 号様式 (第 9 条関係)